

就学援助(新入学用品費等)についてのお知らせ

教育委員会では、お子様の小学校・中学校就学にあたり、経済的に困りの世帯に対して、新入学用品及び学用品の購入に必要な経費の援助を本年度から入学前に行います。

- 対象となる世帯 次の要件にすべて該当する世帯
 - ①お子様が平成30年4月に厚真町内の小学校又は中学校に入学予定の世帯
 - ②申請時に厚真町に住民票のある世帯
 - ③経済的に困りの世帯
- 援助時期等 平成30年3月上旬
(保護者の口座に振込みします)
- 申込期限 平成30年2月9日(金)
- 必要書類 ①準要保護児童生徒認定申請書
(教育委員会にあります)
②世帯全員の、平成28年1月から12月までの収入を証明する書類
③印章
④振込先の口座がわかる通帳等
- その他 入学前に申請をしない場合でも、新年度に入り学校へ申請し認定となった場合は、7月に同額の新入学用品等を援助します
- 援助額
 - 1. 小学生
 - 新入学用品費 40,600円
 - 学用品費 11,420円
 - 2. 中学生
 - 新入学用品費 47,400円
 - 学用品費 22,320円
- 問合せ 教育委員会 学校教育グループ
☎27-2494

厚真町育英資金貸付についてのお知らせ

厚真町在住の方の子弟で、大学等に進学された方について、学資金の貸付を行っています。平成30年度の厚真町育英資金新規貸付は、4月から受付を開始いたします。

- 貸付対象者
 - (1) 短期大学、大学、大学院(防衛大学校等は除く)
 - (2) 高等専門学校(第4・5学年)
 - (3) 専修学校専門課程(修業年限が2年以上に限る)
 - (4) 国外において、(1)～(3)に掲げる学校に相当する教育内容を行う学校
- 返済方法 卒業後、6カ月据え置きで、借りた期間の3倍の期間で口座振替等により返済していただきます。
- 選考基準 町育英資金選考基準に基づき、成績、学習意欲、家庭の所得等を考慮し貸付者を決定します。
- 提出書類
 - ①申請書 (教育委員会にあります)
 - ②在学証明書
 - ③成績証明書(最後に在学していた学校の証明書)
 - ④健康診断書(入学後、学校で受けた結果の写し)
 - ⑤課税資料閲覧承諾書(教育委員会にあります)
- 貸付月額 月額6万円を限度とした希望額
- 貸付方法 希望する金融機関の口座(保護者等)に毎月振り込みます。
※初回のみ4～7月分を7月中旬に振り込みます。
- 提出書類 上記(1)～(4)に該当する学校の新規入学者か在校生で、保護者が厚真町在住の方。
- 申込・問合せ 教育委員会学校教育グループ ☎27-2494
- 利息 無利息

12月定例教育委員会

12月27日に開催された定例教育委員会の会議内容についてお知らせします。

- 報告事項 学校運営協議会の設置及び委員の任命、教育委員と小中学校PTA役員保護者との懇談会、平成29年度厚真町児童・生徒体力運動能力調査結果(速報)、スポーツ推進委員会議についてなど(10件)
- 協議事項 平成30年度教育費予算要求内容、厚真町における小中一貫教育の導入児童・生徒の「学習・生活・運動習慣」向上運動の総括と今後の方向性についてなど(4件)
- 議案 厚真町文化財の所有権移転、厚真町新入学用品費等入学前扶助要領の制定について(2件)
- その他 厚真町総合教育会議の開催についてなど(2件)
- 問合せ 教育委員会 学校教育グループ
☎27-2494